

## 事業所用太陽光発電の共同購入事業に係る公募型プロポーザル募集要項

○ 太陽光発電の共同購入事業を実施する「連携事業者」を募集します。

### 1 事業の趣旨

#### (1) 事業名

事業所用太陽光発電の共同購入事業

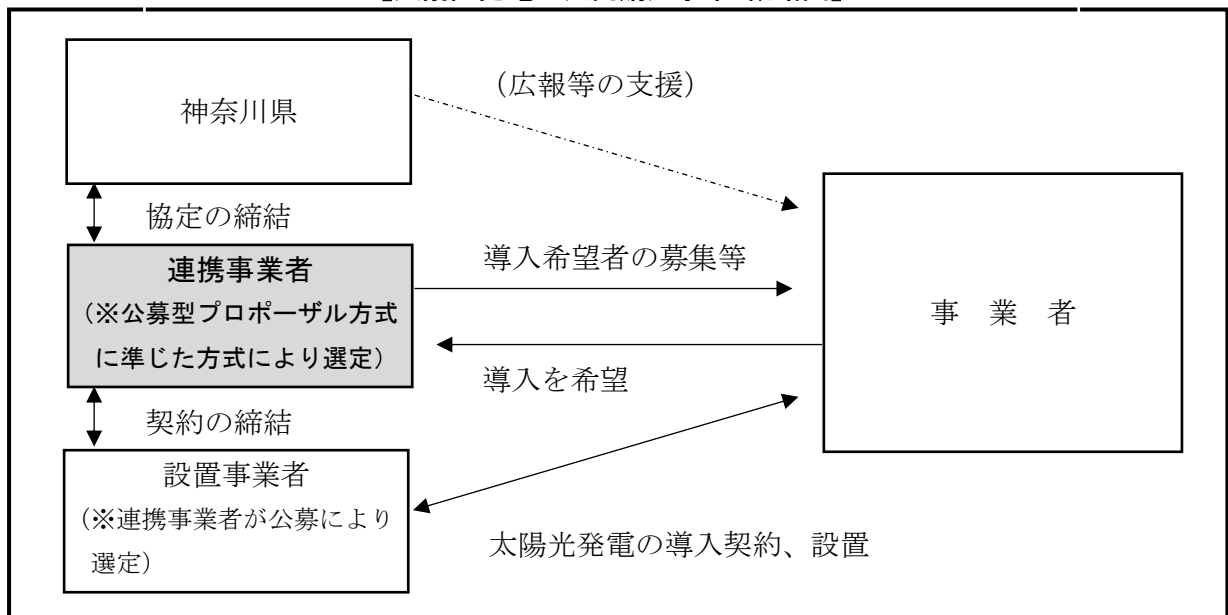
#### (2) 事業目的

県では、温室効果ガス排出量を削減し、2050年脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいます。そこで、県内事業所に太陽光発電の導入を希望する事業者（以下「導入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を図るとともに、設置事業者の適格性等を連携事業者が審査することにより、品質等を担保し、太陽光発電の更なる普及拡大を目的とします。

#### (3) 太陽光発電の共同購入事業

連携事業者が、導入希望者を募り、スケールメリットを活かすとともに設置事業者の適格性等を審査することにより、太陽光発電を通常よりも安い費用かつ安心して導入することができる取組みです。なお、本事業では、自己所有型（購入）が含まれていれば、第三者所有（PPA）方式やリース方式も含めて提案することが可能です。

【太陽光発電の共同購入事業 概略図】



#### (4) 業務内容

事業所用太陽光発電の共同購入事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (5) 県の役割

ホームページ等を活用して、事業所用太陽光発電の共同購入事業に関する広報等の支援を行います。

## 2 応募要件

提案できる者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 神奈川県 の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 事業実施にあたり必要な人員体制が整備されていること。
- (4) 募集要項等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (5) 太陽光発電について精通していること。
- (6) 次の要件を満たすこと。
  - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
  - ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
  - ・ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。
  - ・ 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、発注者が代表者及び役員 の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。
- (7) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (8) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (9) 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めること。

## 3 事業実施の経費

本事業に要する経費は、太陽光発電の設置事業者から得る、契約件数もしくは設置規模に応じた手数料や自己資金等を充てることとします。

## 4 協定

県と連携事業者は、本事業を円滑に実施するため、協定を締結するものとします。

## 5 連携期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、事業完了が令和9年3月31日を経過する場合は、連携事業者は、令和9年3月20日までに、事業完了が有効期間を経過する理由を記載した書面を県に提出し、県の承認を受けるものとし、当該事業については、本協定に基づき実施するものとする。

## 6 実施地域

県内全域

## 7 提案にあたって提出する書類

- (1) 参加意思表明書 (第1号様式)
- (2) 企画提案書 (第3号様式)
- (3) 事業者調書 (第4号様式)
- (4) 誓約書 (第5号様式)
- (5) 同意書 (第6号様式)
- (6) 役員等名簿 (参考様式)
- (7) 財務諸表(直近2年分の貸借対照表及び損益計算書)
- (8) 収支見込等(本事業に関する収支見込及び手数料率(算定の基礎となる資料含む))  
(任意様式)
- (9) 企画提案の内容に応じて(2)、(3)に添付する資料がある場合は、A4判で添付してください。  
(2)～(9)についてファイリングしたものを1セットとし、書面にて2部(正本、副本)、データをCD-R等にて郵送もしくは後日送付するメールアドレス宛てにメールにて提出してください。
- (10) その他、企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問票(第2号様式)を提出してください。

### [特記事項]

- ・ 企画提案書類の作成及び提出等にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。
- ・ 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- ・ 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ・ 実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と連携事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。
- ・ 虚偽の記載等があった場合には、当該企画提案は選定後であっても無効とします。

## 8 企画提案書等の作成

以下の項目について、仕様書、企画提案書評価基準(本要項5～6ページ)等を参考にそれぞれ作成し提出してください。なお、仕様書、企画提案書評価基準等に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書(第3号様式)には、その内容を基に、以下のことに関して各項目A4用紙1ページ以内で可能な限り具体的な提案を記載してください。

### (1) 事業概要

事業所用太陽光発電の共同購入事業の実施方法、太陽光発電の導入見込み件数など、事業の概要(全体像)について記載してください。

### (2) 事業の実施体制

統括責任者、プロジェクトリーダー、問合せ窓口に関する業務責任者及び担当者等の人員体制と業務内容、それぞれの経験・資格・能力等を具体的に記載してください。

### (3) 事業の実績

提案者の本事業又は類似の事業<sup>\*</sup>の主な実績について記載してください。また、本事業を実施する上で重要となるポイントや実績を踏まえた優位性等があれば、具体的に記載してください。

※再生可能エネルギーに関連する共同調達事業等（以下同じ）

### (4) 事業実施スケジュール

本事業の開始から、完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載してください。

### (5) 広告宣伝

県が行う広告宣伝とは別に、提案者が行う導入希望者及び設置事業者の募集にあたり効果的な広告宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をしてください。

### (6) 太陽光発電の設置事業者の選定

太陽光発電を安全及び確実かつ安価に設置できる設置事業者の選定について、価格低減を図るための方法や工夫、必要となる基準（選定基準）の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案してください。また、設置事業者選定後、太陽光発電の設置に関する契約が導入者及び設置事業者間で締結されるまでの間、両者の手続き等を円滑に行うための工夫や支援方法等を提案してください。

### (7) 問合せ対応

本事業に関する問合せや、苦情へ対応するための問合せ窓口の設置について、問合せ方法（電話、インターネットメール）、稼働時間等、具体的な提案をしてください。

### (8) リスク管理

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案をしてください。

(想定されるリスクの例)

- ・ 本事業へ参加をして、太陽光発電の導入を希望される方が、導入の意向を辞退する（以下「辞退者」という。）ことにより、設置事業者に余剰在庫が生じる。
- ・ 連携事業者は、本事業への参加者数を想定して、設置事業者から得る手数料を算定するが、辞退者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない。 等

### (9) 財務状況の確認

提案者の直近2年間の貸借対照表及び損益計算書を提出してください(共同事業体の場合は、全ての構成員について、貸借対照表及び損益計算書を提出してください)。

### (10) 収支見込等（任意様式）

本事業に関する収支見込、手数料率（仕様書4ページ4（8）収益 参照）及び手数料率算定の基礎となる資料を提出してください。

## 9 受付期間・提出先

### (1) 参加意思表明書受付

令和6年1月15日(月)～1月26日(金)

企画提案書の提出を希望する事業者は、必ず参加意思表明書(第1号様式)を持参又は郵送で提出してください。参加意思表明書が提出されていない場合は、企画提案書の受付はいたしません。

### (2) 質問受付

令和6年1月15日(月)～1月26日(金)

企画提案書の作成に関する質問がある場合には、質問票(第2号様式)を持参又は郵送にて提出してください。質問に対する回答は、令和6年1月31日(水)までに、参加意思表明書を提出した方に電子メール(参加意思表明書記載)により送付します。

### (3) 企画提案書受付

令和6年1月15日(月)～2月14日(水)

提出は持参又は郵送とします。

### (4) 提出先

(1) から (3) の提出先は次のとおりです。

#### 【提出先】

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室事業者脱炭素グループ

(所在地 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎 4階)

※受付時間は、平日(月～金)の8時30分～12時、13時～17時15分(必着)

## 10 審査・選考方法等

企画提案書評価基準に基づく企画提案書の審査を行い、最も優れた提案をした者を連携事業者として決定します。スケジュール及び企画提案書評価基準については、次のとおりです。

#### 【スケジュール】

時期		内容
令和6年1月	15日	公募開始
	26日	参加意思表明書(第1号様式)提出期限 質問票(第2号様式)受付期限
	31日	質問回答
令和6年2月	14日	提案書類提出期限
	下旬	審査
令和6年3月	上旬	結果通知

【企画提案書評価基準】

大項目	中項目	小項目
① 事業主体 (25点)	実施体制	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等)
	事業実績	本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。
	財務状況	事業者の経営状況は安定しているか。
② 事業内容 (50点)	導入希望者の募集(広告宣伝)	効果的、効率的な広告宣伝の手法(使用する媒体)や内容となっているか。
	設置事業者の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況、人員、設置実績等を考慮して、安全に太陽光発電を設置できる選定方法がとられているか。</li> <li>・価格低減を図ることができる選定基準になっているか。</li> <li>・設置事業者選定後、太陽光発電の設置に関する契約が導入者及び設置事業者間で締結されるまでの間、両者の手続き等を円滑に行うための工夫や支援方法等がとられているか。</li> </ul>
	問合せ対応(問合せ窓口の設置等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。</li> <li>・専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成がとられているか。</li> </ul>
	リスク管理	想定されるリスクへの対応策が講じられているか(導入辞退者を減らす方策、導入希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)、設置事業者の在庫余りを防止する方策等)
③ 総合評価 (25点)	事業計画(総合評価)	事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等(募集から設置までの円滑な事業運営、連携事業者が一定のリスクを負うか等)を含めた本事業全体の総合評価。
100点	—	—

※「②事業内容」のうち、問合せ対応、リスク管理については、できるだけ具体的な提案内容を記載してください。

※審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定します。

- (1) 「② 事業内容」の合計得点が最も高い提案を採用する。
- (2) (1)で同点であった場合は、「③ 総合評価」の合計得点が最も高い提案を採用する。
- (3) (2)で同点であった場合は、審査会の審議で選定する。

※選定結果については、各提案者に通知します。

※選定結果の概要については公表しますが、審査の経過については非公表とします。

## 11 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- (1) 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 法令に抵触する部分があるもの。

## 12 協定の締結

選定された提案者とは、協定の内容について別途協議を行い、協議が整った場合には、協定締結となります。なお、協議が整わない場合は、提案次点者と同様の手続きを行います。また、実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに県と連携事業者が協議を行い、実施する内容を決定していきます。

## 13 留意事項

- (1) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (2) 連携事業者は、本事業に係る書類を整備保存（6年間）してください。

## 14 問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1  
神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室  
事業者脱炭素グループ 担当 堀・國久  
TEL 045-210-4083 (直通) FAX 045-210-8952